

## <声 明>

### グッドウィルの廃業にあたって 労働組合による労働者供給事業の活用を

人材派遣業大手のグッドウィル・グループは、本日、子会社グッドウィルを廃業し、労働者派遣事業から撤退すると発表する予定である。廃業に至った経緯は、同社が派遣先の東和リースが労働者を港湾運送事業者に派遣することを知りながら派遣（二重派遣）を行ったことなどによるもので、職業安定法第44条で禁止されている労働者供給事業に違反したからである。昨日、東京地検公安部が略式起訴し、東京簡易裁判所は罰金の略式命令を下した。私達は、違法行為を繰り返していた同社に対して、行政ならびに司法が厳しい態度で臨んだことを歓迎する。

労働者供給事業は、労働基準法で禁止する中間搾取、強制労働を伴うものとして職業安定法第44条で禁止されているが、同法第45条は労働組合が無料で行う労働者供給事業を認めている。それは、労働組合は自主的、民主的に運営される労働者のための組織であり、中間搾取、強制労働が発生するはずがないからである。

労働者供給事業関連労働組合協議会（労供労組協）は、上記の職安法の原則を逸脱する派遣法の制定に反対して労働者供給事業を行う労働組合が結集して1984年に結成された。そして、労働者派遣法施行後の相次ぐ規制緩和によって生み出された労働者派遣の諸問題解決に取り組むと共に、一時的、臨時的な雇用にあたっては、労働組合による労働者供給事業の活用を求めてきた。

また私達は、労働者派遣法の1999年ネガティブリスト化改悪の一方で、労働者供給事業を行う労働組合から供給される労働者のみを対象とする派遣事業体設立の優遇措置を勝ち取り、労働者供給と派遣を組み合わせた事業を展開してきた。この派遣事業体は、労供労組協加盟組合が共同出資して設立した企業組合スタッフフォーラムである。すでに、グッドウィルの派遣先会社から企業組合スタッフフォーラムへの引き合いがきている。私達は、日雇い派遣から安定した恒常的な派遣への切り替え、派遣労働者の賃金引き上げという方針で、グッドウィルで働いていた労働者の雇用を確保するために努力しているところである。

グッドウィルの廃業を機会に、労働組合による労働者供給事業の活用、労働組合が運営する労働者派遣事業の活用を強く訴えるものである。

2008年6月25日

労働者供給事業関連労働組合協議会  
議長 伊藤彰信